

社員のためのコンプライアンス研修

弁護士 谷原誠

会社＝営利を目的とする組織

売上至上主義



コンプライアンス重視の経営
(法令等の遵守)

コンプライアンス違反で会社はどうなる？

- ・雪印食品牛肉偽装事件（2001年）

外国産の牛肉を国内産と偽って国内産牛肉のパッケージに詰め込み、農林水産省に買い取り費用を不正請求した事件

（結果）

5人が詐欺容疑で逮捕され、各地で雪印グループ製品の不買運動が起こり、雪印食品は清算した。

コンプライアンス違反で会社はどうなる？

・ミートホープ事件（2007年）

牛肉ミンチ品質表示を偽装した事件。牛肉コロッケに豚肉を混ぜたり、異物を混ぜたりして販売した。

（結果）

社長が逮捕・起訴され懲役4年の実刑を受けた。
会社は自己破産。

法を知り、法を守る
ことが求められる時代

法律がなければ会社は存在できない し、売上を計上することもできない

【存在根拠】

会社は、「会社法」に基づいて存在する。

【取引で法律は、どう役立つか？】

コンピューターを100台売る契約をしました。

- ・契約の成立時期は？
- ・数台にキズがあった場合の処置は？
- ・販売代金を支払ってくれなかったときは？
- ・配送中に地震があってコンピューターが全て壊れてしまった時は、どちらが損害を負担する？

商品販売の営業に携わるAさんは、商品をB社に販売したところ、B社は、約束の期日になっても商品代金を支払わなかった。

Aさんが何度督促してもB社は支払わないので、Aさんは、B社に行って、「今日支払ってもらえないと、商品を返してもらいます」と言って、B社の社長が止めるのも聞かず、販売した商品をトラックに積み込み、持ち帰ってしまった。

Aさんの行為→窃盗罪（刑法235条・最高懲役10年）

法は自力救済を禁止している。



法律に基づいて回収手続をとる必要

法的回収手続

内容証明郵便による督促



仮差押



裁判



強制執行

社員も逮捕される

【1】2012年6月、ソフトバンクモバイル代理店の元店長が、携帯電話契約者の個人情報、会社外の探偵業者に渡し、報酬を受け取っていたとのことで、逮捕された。容疑は、不正競争防止法。

【2】2014年、東芝の記憶媒体の研究データが韓国の半導体メーカーに流出した事件で、取引先の技術者が東芝の研究データファイルをコピーして持ち出し、第三者に提供したとのことで、不正競争防止法違反で起訴された。

不正競争防止法

【目的】

不正な競争の防止

【適用事例】

- ・食品偽装事件
- ・営業秘密としての顧客名簿持ち出し事件
- ・ファミリーレストラン「デニーズ」のロゴに似た「デリーズ」というロゴのデリヘル店を経営した男が逮捕された。

営業秘密は守らなければならない！（刑事罰）

- ・図利加害目的で、詐欺等不正手段で営業秘密を不正に取得する行為
- ・不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用または開示する行為
- ・営業秘密を示された者が、図利加害目的で、①媒体等の横領、②複製の作成、③消去義務違反＋仮装をして営業秘密を取得、使用または開示する行為
- ・営業秘密を示された役員、従業員が、図利加害目的で、使用または開示する
- ・営業秘密を示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、営業秘密の使用または開示を約束し、又は請託を受けて退職後に使用または開示する行為
- ・その他、営業秘密の不正開示によって取得した営業秘密を、使用または開示する行為

営業秘密とは？

①秘密として管理されているか？

(1)アクセス制限

(2)営業秘密であるとわかるようにしているか

②有用な営業上又は技術上の情報か？

例：設計図、製法、顧客名簿、仕入れ先リスト、販売マニュアル等

③公然と知られていないか？

個人情報保護法

個人情報を第三者に漏らしてよい場合

(1) 本人の同意を得た場合

(2) 以下の事項をあらかじめ本人に通知または公表している場合で、本人の求めで第三者提供を停止する場合

① 第三者への提供を利用目的とすること

② 第三者に提供される個人データの項目

③ 第三者への提供の手段又は方法

④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

➡ 逆に言うと、原則として本人の同意がない場合には、個人情報を漏らしてはいけないということ。

情報漏洩で懲戒処分

入社時誓約書や就業規則で秘密厳守を規定している会社も多い。

この場合、漏洩すると、就業規則により、懲戒処分を受ける場合がある。

懲戒処分

- ・譴責—始末書を提出させて将来を戒める
- ・戒告—通常、将来を戒めるのみで始末書の提出を伴わない
- ・減給
- ・出勤停止
- ・降職、降格
- ・諭旨退職—退職願などの提出を促し、即時退職を求める
- ・諭旨解雇—懲戒解雇を多少軽減した解雇
- ・懲戒解雇

懲戒になりうる行為

- 遅刻、早退、無断欠勤
- 協調性不足、勤務態度不良
- 業務命令違反
- 横領、リベート受領、賄賂など
- セクハラ、パワハラ
- 職場での私的な電子メール、WEB閲覧
- 私生活上の犯罪行為
- SNSによる会社の誹謗中傷

セクシュアルハラスメント(セクハラ)

【対象】

正社員に限らず、パートタイマー、契約社員、派遣労働者など全てを含む

【主体】

事業主、上司、同僚、取引先、顧客など

【行為】

「性的な言動」

【結果】

懲戒処分、損害賠償、場合によっては刑罰

「性的な言動」

①「発言」

例：性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報
を流す、性的な冗談、食事やデートへの執拗
な誘い、個人的な性的体験談を話す、など

②「行動」

性的な関係を強要する、必要なく身体に触る、
わいせつなポスターなどを貼るなど

対価型セクハラ

セクハラ行為に対する労働者の対応（拒否など）により、労働者を不利益に扱うこと。

【例】

- ・上司が部下に対して性的な関係を要求したが、拒否されたので、その部下を解雇、降格等する
- ・飲み会の際に上司が部下の腰や胸などに触ったが、抵抗・抗議されたため、配置転換等する

環境型セクハラ

性的言動により職場環境が不快なものとなったために、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど就業に重大な支障が出る

【例】

- ・同僚が取引先で女性同僚の性的な内容の情報を意図的に流布したため、女性同僚が苦痛に感じて仕事が手につかない
- ・職場にヌードポスターを掲示しているため、女性労働者が苦痛に感じて業務に専念できない状態

パワーハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

パワハラ^oの例

- (1) 身体的攻撃—暴行・傷害
- (2) 精神的攻撃—脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言・過剰執拗な叱責
- (3) 人間関係からの切り離し—隔離・仲間外し・無視
- (4) 過大な要求—業務上明らかに不要なことや遂行不可能なノルマなどの強制、仕事の妨害
- (5) 過小な要求—業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない
- (6) 個の侵害—私的なことに過度に立ち入る

著作権

思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術または音楽の範囲に属するもの。

【客体】

本、webサイトの文章、ブログ記事、講演、web上の写真、動画、音楽、絵画、彫刻、建築物、地図、設計図など

著作権法違反になる主な行為

- ・自社のホームページに、web上にあった素敵な写真を勝手に使った。
- ・ブログ記事に、他の著名人が書いた説得力あるブログ記事をコピーした。
- ・社内で使う研修用テキストに、販売されている本の文書をそのまま使った。

不正アクセスで逮捕

昨年10月、東京外国語大学の学内システムが不正にアクセスされ、学生の成績が盗み見られた事件で警視庁サイバー犯罪対策課は、同大国際社会学部2年の男子学生(20)を不正アクセス禁止法違反容疑で2月10日、書類送検しました。

サイバー犯罪対策課によると、男子学生は成績や講義の時間割などを閲覧できる学内の「学務情報システム」を偽装したフィッシングサイトを作成。

学生222人に「不具合が生じた」とメールを送信しサイトに誘導。入力されたIDとパスワードを自分のメールに転送させていたようです。

男子学生は、こうして不正に入手した学生55人分のIDとパスワードで同大のシステムに不正にアクセス。

不正アクセス禁止法

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(通称、「不正アクセス禁止法」)

許可なく他人のIDとパスワードを使ってインターネットを通じてFacebookやメールシステムなどにアクセスすると犯罪。

また、そのような不正アクセスをすることを目的として、他人のIDやパスワードを取得することも犯罪。